

令和 6 年度の組織改正について

市民の期待に応え、効率的・効果的な行政運営を進めるとの基本方針に沿って、役割や機能の低下した組織を統合・廃止し、行政組織の簡素化・効率化を図るとともに、新たな行政需要や課題に対応するための体制整備を実施します。

その主な内容は、下記のとおりです。

記

1 制度改正

○ 組織の最小単位の拡大等

組織の最小単位を「係」から「課」に拡大し、課全体で協力しやすい組織体制とすることで組織力の強化を図るとともに、組織名称を簡素化し、職位や職責がより分かりやすい組織とする改正を行います。

【改正内容】

- ・組織の最小単位を「係」から「課」に拡大し、係長、主査の名称を「課長補佐」に統一
- ・課、室（課長級組織）の名称を「課」に統一
- ・監、参事、主幹を「担当局長、担当部長、担当課長」に変更

2 新たな行政課題への対応

○ 危機管理に係る執行体制

大規模災害への懸念や新興再興感染症への対応等に向けた危機管理体制を強化するとともに、危機事象発生時等における初動対応を強化するため、担当部長（危機対策・危機管理）及び課長補佐（危機管理）を設置するとともに、主幹（広域連携）を担当課長（危機管理・広域連携）に改めます。

○ シティプロモーションの推進に係る執行体制

本市が「住みやすい」「働きやすい」「訪れたいくなる」「投資しやすくなる」都市として選ばれることや、持続的な発展・成長の実現に向け、本市の施策や魅力の浸透、ひいては市民の愛着醸成や都市ブランドの確立を図るため、担当課長（シティプロモーション推進）及び課長補佐（シティプロモーション推進）を設置します。

○ アジア・アジアパラ競技大会に係る執行体制

第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催に向けて開催都市及び組織委員会においてますます本格化していく開催準備等に対応するため、アジア・アジアパラ競技大会推進部を立ち上げるとともに、担当課長（事業調整）や課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整）を増設するなど、組織体制を強化します。

○ バリアフリー整備の推進に係る執行体制

障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者のニーズを施設整備へ反映させ、バリアフリーのまちづくりにつながる取組を行うため、担当部長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）、担当課長（バリアフリー整備に係る企画調整）及び課長補佐（バリアフリー整備に係る企画調整）を設置します。

○ ライフステージを通した子ども・若者・子育て家庭への支援の拡充に向けた執行体制

出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえられる社会づくりに向け、子どもや若者、子育て家庭への支援及び社会の機運醸成等に局横断的に取り組むため、担当部長（子ども未来応援）、担当課長（子ども未来応援）及び課長補佐（子ども未来応援）を設置します。

3 行政組織の見直し

○ 新型コロナウイルス感染症などの新興再興感染症対策に係る執行体制

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこと等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策監及び新型コロナウイルス感染症対策部を廃止する一方で、今後の新興再興感染症への対応力強化に向けて、平時からの連携体制構築や感染症対策に係る企画調整機能強化のための組織を設置します。

【参考】令和6年4月1日付け組織改正における組織数の増減

	局長級	部長級	課長級	課長補佐級	計
市長部局等	+1	±0	+5	+49	+55
上下水道局	－	+1	+1	+4	+6
交通局	－	－	－	+2	+2
計	+1	+1	+6	+55	+63

※教職員組織を除く。